淹沢市特別用途地区建築制限条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市特別用途地区建築制限条例(令和4年滝沢市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。 (申請)
- 第3条 条例第3条第1項ただし書により許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別用途地区内建築許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)の 正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1)付近見取図
 - (2)配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 求積図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (通知書等)
- 第4条 市長は、前条の申請について許可することとしたときは、特別用途地区内建築許可に関する通知書(様式第2号)に申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする
- 2 市長は、前条の申請について許可しないこととしたときは、特別用途地区内建築不許可に関する通知書(様式第3号)に申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする

附則

この規則は、令和4年3月29日から施行する。

特別用途地区内建築許可申請書

年 月 日

滝沢市長 様

申請者

住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は法人の名称及び代表者氏名

滝沢市特別用途地区建築制限条例第3条第1項ただし書の規定による許可を申請します

建築場所								
工期	着工	年	日	完了	年	月	日	
申請理由								
設計者	住所							
	氏名 電話番号							
施工者	住所							
旭 工 1	氏名 電話番号							
		申請部分	申請以外	の部分		合計		
敷地面積		m²		m²			m²	
建築面積		m²		m²			m²	
延べ面積		m²		m²			m²	
高 さ		m	用途及	び構造				

- 備考 1 添付書類:付近見取図、配置図(縮尺1/500以上)、各階平面図(縮尺1/200以上)、2面以上の立面図(縮尺1/200以上)、求積図、その他市長が必要と認める書類
 - 2 建築主と申請者が異なる場合は、建築主の委任状を添付してください。

特別用途地区内建築許可に関する通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

滝沢市長

年 月 日付けで申請のあった滝沢市特別用途地区建築制限条例第3条第1項ただし書の規定による建築を許可することとしたので通知します。

		.,						, ,		
建築	英場 所									
工	期	着工	年	月	日	完了	年	月	日	
理	由									
		申請部分		申請以外の部分			合	計		
敷地	面積		m²				m²			m²
建築	面積		m²				m²			m²
延~	面積		m²				m²			m²
高	さ		m		用途及	び構造				

特別用途地区内建築不許可に関する通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

滝沢市長

年 月 日付けで申請のあった滝沢市特別用途地区建築制限条例第3条第1項ただし書の規定による建築を許可しないこととしたので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として(訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。